

6月(10月支給分)から 児童手当の制度が一部変更されます



■現況届提出が不要になります ※一部の方を除く

毎年6月に必要な現況届の提出が、下記の方を除き今年度から不要になりました。

○引き続き提出が必要な方

- 配偶者からの暴力などで住民票の住所が安芸高田市と異なる方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居している方
- 未成年後見人(法人)
- 施設等で受給者になっている方
- 安芸高田市から提出の案内があった方

■特例給付に所得上限限度額が設けられます

6月(10月支給分)から、児童を養育している方の所得(前年)が下記表の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。児童手当が支給されなくなった後、所得が所得上限限度額を下回った場合には、改めて認定請求書を提出してください。

| 扶養親族等の数 | 人数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
|--|-------|-----------------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 内訳例 | 前年度末に児童が生まれていない | 児童が1人 | 児童1人+年収103万円以下の配偶者 | 児童2人+年収103万円以下の配偶者 | 児童3人+年収103万円以下の配偶者 | 児童4人+年収103万円以下の配偶者 |
| 【児童手当】 所得制限限度額 <small>※年間所得が右記の金額未満の場合に、児童手当を支給します。</small> | 所得額 | 622万円 | 660万円 | 698万円 | 736万円 | 774万円 | 812万円 |
| | 収入額目安 | 833.3万円 | 875.6万円 | 917.8万円 | 960万円 | 1,002万円 | 1,040万円 |
| 【特例給付】 所得上限限度額 <small>※年間所得が「【児童手当】所得制限限度額」以上で右記の金額未満の場合に特例給付を支給します。</small> | 所得額 | 858万円 | 896万円 | 934万円 | 972万円 | 1010万円 | 1048万円 |
| | 収入額目安 | 1,071万円 | 1,124万円 | 1,162万円 | 1,200万円 | 1,238万円 | 1,276万円 |

■児童手当・特例給付支給月額 ※児童一人当たりの金額

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給します。

| 被養育者の年齢 | 3歳未満 | 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) | 3歳以上小学校修了前(第3子以降) | 中学生 |
|---------|------------|---------------------|-------------------|---------|
| 児童手当 | 15,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 10,000円 |
| 特例給付 | 5,000円(一律) | | | |

子育て支援課 児童福祉係

☎お太助フォン 47-1283 📠47-1282

身体障害者補装具判定会



身体障害者などの身体機能を補完、または代替するための補装具費用の一部を支給します。支給に必要な更生相談所の判定会を開催しますので、希望する方は事前に社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で申請してください。

《日時》 6月29日(水)

受付/13時~14時 判定開始/14時

《場所》 クリスタルアージュ4階小ホール

■判定が必要な補装具

オーダーメイドの車いす・電動車いす・義肢・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置

※既製品の車いす、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡などは判定が必要ありません。

※補聴器は判定が必要ですが、今回の判定会では対象外です。

社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

制度に関するお知らせ

行政情報

後期高齢者医療保険 保険料率が変わります



後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直しています。

■保険料率 ※令和4~5年

| | 変更前 | 変更後 |
|------|---------|---------|
| 均等割額 | 46,451円 | 45,840円 |
| 所得割率 | 8.84% | 8.67% |
| 限度額 | 64万円 | 66万円 |

■年間保険料の計算方法

$$\text{均等割額 (45,840円)} + \left[\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{総所得金額等から} \\ \text{基礎控除額を} \\ \text{引いた金額} \end{array} \times 8.67\% \text{ (所得割率)} \right]$$

令和4年度の保険料や、保険料の軽減措置は、7月中旬に送付する決定通知書を確認してください。

国民健康保険課 医療保険年金係

☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130

「ため池」は 適正に管理してください



ため池を所有している方は、梅雨時期・台風時期に備え、ため池を適正に管理してください。管理を怠ると、ため池の決壊などで下流域へ多大な被害を及ぼす危険性があります。

■適正な管理のポイント

- 堤体の立ち木や雑草を刈り払い、漏水やひび割れなどを早期に発見しやすいようにしておく。
- 水を使わない時期や大雨が予測される場合は、低水位管理(水位を下げる・水を抜く)をする。

※低水位管理はリスクの低下に有効ですが、絶対に決壊しないわけではありません。適正に管理している場合でも、ため池付近に住んでいる方は気象情報などに注意し、必要に応じて避難してください。

農林水産課 農林土木係

☎お太助フォン 47-4022 📠42-1003

新規事業

最大10,000円 スマートフォン購入費補助



スマートフォンの普及を進めるため、高齢者が初めてスマートフォンを購入する際に、購入費用の一部を補助します。スマートフォン体験教室の開催も予定しています。

《対象》 ※下記の全てに当てはまる方

- 65歳以上で初めてスマートフォンを購入する方
- 安芸高田市公式LINEアカウントに登録する方
- 指定購入店(auショップ吉田・ソフトバンク吉田・ドコモショップ安芸高田店)でスマートフォンを購入する方
- 市税の滞納が無い方

《補助対象費用》

- スマートフォンの本体購入費(消費税を除く)
- 安芸高田市公式LINEアカウント登録等設定費用

《補助金額》

- 補助対象費用の3分の2(1,000円未満切り捨て)
- ※上限:10,000円

《申請期限》 令和5年3月31日(金)

※予算が無くなり次第終了します。

問政策企画課 企画調整係

☎お太助フォン 42-5612 📠42-4376

農業用施設等小規模災害 復旧補助事業適用期限の延期



令和3年8月の大雨災害で被害を受けた農地や農業用施設など、令和3年度内に復旧が完了できなかった被災箇所が多かったため、農業用施設等小規模災害復旧補助事業の適用期限を「令和5年3月31日(金)」まで延長します。

《補助対象》

- 農地・農業用施設
- 家屋裏の山腹の復旧

※令和3年8月の大雨での被災に限ります。

問農林水産課 農林土木係

☎お太助フォン 47-4022 📠42-1003